

秋の全国交通安全運動を実施します

問 市民活躍課 ☎6518711

一人ひとりが交通安全意識やマナーを高め、交通事故防止の徹底を図ることを目的に、交通安全運動を実施します。

秋の全国交通安全運動 9月21日(木)～30日(土)
交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

運動の重点項目は次の4点です。

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

市の交通事故の発生状況(1月～7月現在)

人身事故発生件数 183件(前年比30件減)
死者 1人(前年比3人減)
負傷者 224人(前年比22人減)

交通事故にあわない・起こさないために

自動車・自転車・歩行者それぞれが、自分の存在を知らせることで、交通事故防止につながります。

【自動車】

- 薄暗くなる前にライトを点灯し、速度を落として走行する。
- 道路状況に応じてヘッドライトをハイビームに切り替える。

【自転車・歩行者】

- 明るい色の服装で外出する。
- 衣服やかばん、自転車の車体に反射材をつける。



▲堀田真由さん

堀田真由さんを一日警察署長に任命

滋賀県出身の女優・堀田真由さんを一日警察署長に任命し、秋の全国交通安全運動にともなう出動式・パレード等を実施します。

【とき】 9月19日(火) 15時

【ところ】 市役所本庁舎東口玄関前

問 長浜警察署 ☎6210110

一般競争入札により市有地を売却します

問 財産活用室 ☎6511717

民間不動産事業者の専門的な情報や手法を活用し未利用財産の売却を推進するため、滋賀県湖北不動産事業協同組合の協力を得て、一般競争入札を実施します。

- 【とき】 10月20日(金)
- 【ところ】 市役所本庁舎5階 5-A会議室
- 【申込み】 9月15日(金)～10月6日(金)の期間に申込書を直接担当課まで。
※申込書は市ホームページからダウンロードできるほか、担当課と北部振興局地域振興課、各支所、滋賀県湖北不動産事業協同組合にあります。
※物件は市ホームページで見ることができます。



▲QRコード

物件番号	所在地	地目	面積	価格(最低売却価格)
1	東上坂町字野神1533番7	宅地	179.58㎡	2,083,000円
2	内保町字福良森486番5	雑種地	355.50㎡	2,940,000円
3	長田町100番	宅地	264.12㎡	2,240,000円
4	西浅井町大浦字狐田2445番5	宅地	344.58㎡	5,340,000円
5	西浅井町大浦字狐田2445番6	宅地	401.19㎡	6,340,000円

都市計画案を作成しました

問 都市計画課 ☎6516566

都市計画案の説明会および縦覧を実施します。対象は次のとおりです。

- ①祇園天王地区地区計画の決定
- ②祇園八ノ坪地区地区計画の決定
- ③都市計画用途地域(豊公園区域)の変更
- ④都市計画道路(地福寺神照線)の変更

●説明会

【とき】 9月25日(月) 19時

【ところ】 市役所本庁舎1階 多目的ルーム3・4

※当日は、西口もしくは北口からお入りください。
※申込は不要です。

●縦覧

【とき】 10月6日(金)～20日(金)

【ところ】 都市計画課(本庁舎2階)

【意見提出】 意見書に①住所②氏名③電話番号を記入し、右記期間に直接担当課まで。

※期間中、市ホームページからも閲覧できます。
※意見書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
※意見に対しての個別の回答はしません。

農地中間管理機構による
農地の貸借募集開始

問 農政課 ☎6516566

農用地等を貸したい人から借りたい人へ、農地の集積・集約化を図るため、中間的受け皿となる農地中間管理機構による今年度2回目の募集が実施されます。

【募集期間】 9月25日(月)～11月10日(金)

●農地を貸したい人

【対象】 農業振興地域内の農地

【貸借期間】 原則10年以上

※機構へ農地を貸し付けるには、貸付申出書の提出が必要です。
※借受先は機構が選定します。

●農地を借りたい人

【対象】 認定農業者、認定新規就農者、農業法人、人・農地プラン中心経営体など

※機構から農地を借り受けるには、借受希望申込書の提出(毎年)が必須です。

※1回目の募集で借受希望申込書を提出し、申込内容に変更がない人は、今回の提出は不要です。

応募先

農政課(本庁舎2階)
北部振興局農林課
※農地の貸付けに伴う協力金の交付等、詳しくは担当課まで。

市公共施設の指定管理者を
募集します

問 行政経営改革課 ☎6516702

指定管理者制度とは民間の企業やNPOなどを含め、法人や団体(個人は不可)であれば、市に代わって公共施設の管理運営を行うことができる制度です。
平成30年4月から施設の管理をしていただける指定管理者を募集します。

●募集する施設

- ①己高庵
- ②東アジア交流ハウス雨森芳洲庵

●指定管理予定期間

5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日)

●募集要項の配布

9月15日(金)～10月16日(月)に、それぞれ左記担当課で配布します。
※市ホームページからダウンロードすることもできます。

●申請書類の提出

10月10日(火)～16日(月)に直接左記まで。

応募先

①観光振興課(本庁舎2階)
☎6516521
②歴史遺産課(本庁舎2階)
☎6516510